

「出産育児一時金（受取代理用）支給申請書」 記入の手引き（被保険者用）

申請について注意事項

1. 出産予定日の2か月以内となってから提出ください。
（出産後に出産育児一時金請求書の提出は必要ありません）
2. 申請した受取代理人である医療機関以外で出産することになった場合、この申請書は無効となりますので、速やかに当健康保険組合に申し出てください。
3. 海外での出産は、受取代理制度は適用されません。

記入方法について （下記の丸数字は申請書の丸数字と照合してください。）

- ① 当組合へ退出する日を必ず記入ください。
- ② 必ず記入ください。
- ③ 必ず記入ください。
- ⑫ 差額の給付金は給料に含めて事業所（会社）より支給されるため、被保険者が在籍している場合は、記入ください。
退職予定の場合は、事業所（会社）担当者へ委任状が必要かどうか確認をお願いします。
- ⑬ 退職者または⑫の委任状が不要の方は、振込希望先（被保険者名義）を記入ください。

【添付書類】

※いずれの場合も写し（コピー）をお願いします。

1. 母子手帳（保護者氏名がおよび分娩予定日が記載されている頁）
2. 被保険者記入用の⑧-1で「はい」の場合、現在加入している健康保険証